

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金)において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金) 基礎項目評価書
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(7万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(10万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (4)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(こども加算)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (5)令和6年度吹田市低所得者支援給付金(新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年12月31日終了】 (6)令和6年度吹田市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年12月31日終了】 (7)令和6年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金の支給事務【令和7年7月31日終了】 (8)令和7年度吹田市定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー及び個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
他市課税者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条 ・番号利用法第9条第1項及び別表の135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の表第160の項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉室
②所属長の役職名	生活福祉室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部 市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市市民部 市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、給付金事務では、照会のみを実施しており、複数人での確認などを行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	団体内統合宛名システム・中間サーバー・個人住民税システムは、システム利用者の生体情報とID・パスワードの紐づけを行い、登録された生体情報で生体認証を行うことでアクセス権を制限している。また、システム利用者は台帳にて管理しており、人事異動等適宜必要なタイミングで更新を行い、業務上必要となる者にのみアクセス権が付与されている状態を保っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月19日	評価書名	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（吹田市住民税非課税世帯支援給付金）基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金）基礎項目評価書	事後	
令和6年6月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吹田市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（吹田市住民税非課税世帯支援給付金）において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吹田市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金）において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年6月19日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（吹田市住民税非課税世帯支援給付金）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務（吹田市低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金）	事後	
令和6年6月19日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付（令和5年デジタル庁告示第8号）により公的給付として指定された吹田市住民税非課税世帯支援給付金の支給の実施のための基礎となる情報の管理に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 （1）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（3万円）の支給事務【令和5年12月31日終了】 （2）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（7万円）の支給事務 （3）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（10万円）の支給事務 （4）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（こども加算）の支給事務 （5）令和6年度吹田市低所得者支援給付金（新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分）の支給事務 （6）令和6年度吹田市定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務	事後	
令和6年6月19日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の121の項	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	事後	
令和7年3月27日	I・1・②	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 （1）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（3万円）の支給事務【令和5年12月31日終了】 （2）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（7万円）の支給事務 （3）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（10万円）の支給事務 （4）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（こども加算）の支給事務 （5）令和6年度吹田市低所得者支援給付金（新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分）の支給事務 （6）令和6年度吹田市定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 （1）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（3万円）の支給事務【令和5年12月31日終了】 （2）令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金（7万円）の支給事務【令和6年8月31日終了】 （3）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（10万円）の支給事務【令和6年8月31日終了】 （4）令和5年度吹田市低所得者支援給付金（こども加算）の支給事務【令和6年8月31日終了】 （5）令和6年度吹田市低所得者支援給付金（新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分）の支給事務【令和6年12月31日終了】 （6）令和6年度吹田市定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務	事前	
令和7年3月27日	I・3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第74条	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月19日法律第38号）第10条 ・番号利用法第9条第1項及び別表の135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事前	
令和7年3月27日	I・4・②	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4	【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の表第160の項 【情報提供の根拠】 なし	事前	
令和7年3月27日	II・1	いつの時点の計数か 令和5年6月1日	2025/3/27	事前	
令和7年3月27日	II・2	いつの時点の計数か 令和5年6月1日	2025/3/27	事前	
令和7年3月27日	IV・8	—	項目追加	事前	
令和7年3月27日	IV・11	—	項目追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	I・1・②	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(7万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(10万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (4)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(こども加算)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (5)令和6年度吹田市低所得者支援給付金(新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年12月31日終了】 (6)令和6年度吹田市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年12月31日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2)令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金(7万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (3)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(10万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (4)令和5年度吹田市低所得者支援給付金(こども加算)の支給事務【令和6年8月31日終了】 (5)令和6年度吹田市低所得者支援給付金(新たな住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯分)の支給事務【令和6年12月31日終了】 (6)令和6年度吹田市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年12月31日終了】	事後	
令和7年11月14日	II・1	いつの時点の計数か 令和7年3月27日	いつの時点の計数か 令和7年10月31日	事後	
令和7年11月14日	II・2	いつの時点の計数か 令和7年3月27日	いつの時点の計数か 令和7年10月31日	事後	